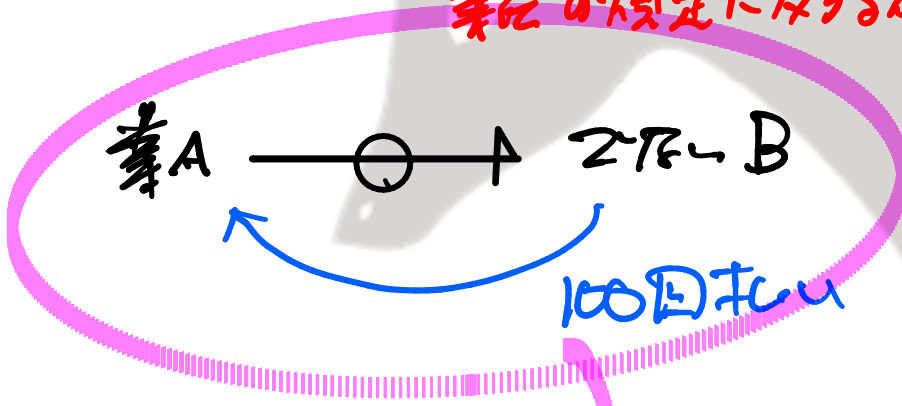


宅建朝から1問 宅建業法 割賦販売契約 宅建 H28-29-エ <<#933>>

【問】 ~~正誤を付けよ。~~

宅地建物取引業者Aは、自ら売主となるマンションの割賦販売の契約について、宅地建物取引業者でない買主から賦払金が支払期日までに支払われなかったため、直ちに賦払金の支払の遅延を理由として契約を解除した。

業法の規定に反するか。



【答え】 誤り ~~正~~

<<ポイント>> 割賦販売の契約の解除等の制限 【宅建★入門】

1 宅建業者は、みずから売主となる宅地・建物の割賦販売契約について賦払金の支払の義務が履行されない場合、30日以上相当期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内に履行されないときでなければ、契約を解除することができない。

2 前項の規定に反する特約は、無効。

★割賦販売

- ① 30日以上 相当期間
- ② 書面で催告 → 解除

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

直前期に効率的に学習したい ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>